

25宗監第198号
平成26年1月31日

様

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 植木隆信

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年12月6日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙1、2のとおり通知します。

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果について

平成25年12月6日付けで提出された、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 請求の内容

請求人は、宗像市が発注した宗像市郷土文化学習交流館の周辺整備工事において、工事管理がずさんとして、工事管理体制の是正を求めている。その請求対象行為等は次のとおりである。

(1) 請求の対象行為

郷土文化学習交流館周辺整備工事(以下「整備工事」という。)

(2) 整備工事の受注者

有限会社 白木造園土木

(3) 対象となる支出の額

金36,450,000円(税抜)

(4) 対象行為を違法又は不当とする理由(請求人の主張の主旨)

整備工事の工期が平成25年6月21日から同年12月27日までとなっているところ、同年12月2日から、それまでに造ってきた工作物を取り壊している。また、このことから整備工事が期限内に完成しないことは明白である。(別添:宗像市職員措置請求書)

(5) 措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美

第2 監査の実施

1 請求の提出と受理

平成25年12月6日に宗像市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が、宗像市の住民である請求人から提出された。

提出された措置請求書の要件を審査した結果、措置の対象となる職員の特定ができなかったことから対象となる職員を特定するよう求めた。また、措置請求書

と事実証明の記載に不一致が認められたことから内容の確認と訂正を求めた。

同月12日に請求人が措置請求書を補正した結果、地方自治法第242条に規定された請求の要件を具備したと認め、同月13日に受理を決定した。

2 請求人による口頭意見陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年12月25日に請求人による口頭意見陳述の機会を設けたが、請求人は意見陳述に出席しない旨を回答した。

3 監査の対象事項

措置請求書及び添付された事実証明の内容を基に監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 整備工事の契約における不備の有無
- (2) 整備工事の管理状況の適否
- (3) 整備工事の遅延の有無と遅延がある場合はその理由
- (4) 整備工事内容の変更の有無と変更がある場合はその理由

4 監査の対象部局等

宗像市都市建設部建設課（以下「建設課」という。）と宗像市市民協働・環境部郷土文化交流課（以下「郷土文化交流課」という。）を対象に監査を行った。

このほか、関係部局である宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室（以下「世界遺産登録推進室」という。）に対して関係資料の提出を求めるとともに事情聴取を行った。

5 提出を求めた書類

(1) 建設課

- ア 整備工事の設計業務に関する書類
- イ 整備工事の契約と進行管理に関する書類
- ウ 整備工事の中止時点における現場写真

(2) 郷土文化交流課

- ア 整備工事の立案段階での関係書類（完成イメージ図含む）
- イ 整備工事の業務依頼に関する書類
- ウ 整備工事の中止と中止解除に関する書類
- エ 整備工事内容の見直しに関する書類

(3) 世界遺産登録推進室

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議包括的保存管理計画策定委員会（以下「包括的保存管理計画策定委員会」という。）()に関する書類

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を世界遺産として包括的に保存管理していくための基本方針と方法を定めた計画を策定するために設置された

委員会。委員の構成は有識者 7 人。

6 対象部局等への事情聴取

平成 26 年 1 月 9 日に、建設課、郷土文化交流課及び世界遺産登録推進室から個別に事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 提出書類により確認した内容

提出書類により確認した内容は次のとおりである。

また、整備工事等の経過については別紙 2 のとおりである。

(1) 対象となる財務会計上の行為について

請求人は整備工事を請求の対象としているが、このほか、整備工事の前段として郷土文化学習交流館周辺整備に係る基本設計及び実施設計業務(以下「設計業務」という。)の委託契約(契約金額: 2,940,000 円(税込))が締結されている。

(2) 第 2 の 3 の (1) について

ア 設計業務について、見積依頼起案から支出までの一連の処理において時系列の不整合や決裁の不備はなく、履行期間内に業務も完成している。

イ 整備工事について、見積依頼起案から契約までの処理において時系列の不整合や決裁の不備はない。また、整備工事の受注者から提出された書類についても適正に保管されている。

(3) 第 2 の 3 の (2) について

受注者が施工計画書と材料承認願を工事着工前に提出し、建設課が承認しており、工事の準備が適正に進められている。

また、整備工事は工程表に基づき進行管理されており、建設課と受注者の協議内容は工程会議と工事打ち合わせ簿に記録されている。建設課から受注者への指示、現場で生じた疑義についての受注者からの照会とそれに対する建設課の回答はいずれも適切に行われている。

(4) 第 2 の 3 の (3) について

整備工事については工期が 83 日間延長されている。

工期延長の理由は、包括的保存管理計画策定委員会の第 2 回会議(平成 25 年 9 月 9 日開催)において、工事内容の見直しの提言を受け、工事内容を検討するために工事を中断しており、その中断期間に相当する日数の工期の延長が必要となったためであり、工期延長の変更契約に関する事務手続きに不適切な点は見られない。

(5) 第 2 の 3 の (4) について

整備工事については工事中断中に工事内容が変更されている。

変更の理由は第 3 の 1 の (4) において記したとおり、包括的保存管理計画策定委員会の第 2 回会議において、工事内容の見直しの提言を受けたこと

に起因する。

これにより、整備工事の実施設計及び工事内容が変更されている。費用面では、再度行った実施設計の費用として294,000円(税込)が発生しており、整備工事の変更分として4,500,000円(税込)程度の費用の増加が見込まれている。

2 事情聴取により確認した内容

(1) 工事の管理状況と工事内容の変更に伴う費用増減について

建設課に対する事情聴取により確認した内容の要旨は次のとおりである。

ア 着工日は現地確認等を行ったうえで受注者に口頭で指示している。工事中止時点における工事の進捗率は全工程の21%で、予定どおりに進行していた。

イ 業務依頼における依頼元である郷土文化交流課との関係については、依頼を受ける際に工事内容の説明を受け、確認や協議を行った。構造や技術的な問題がなれば工事内容に意見することはない。

ウ 工事内容の変更に伴い再度行った実施設計費用として294,000円(税込)を要した。また、工事内容の変更により4,500,000円(税込)程度の追加費用を見込んでいる。変更後の工事費用は、工事内容の変更に伴う費用の増減に完成物の撤去費用と中止期間の管理費等を加算した額となり、工事完成直前に変更契約を行うこととしている。

(2) 工事内容を変更することとなった理由と経緯について

郷土文化交流課と世界遺産登録推進室に対する事情聴取により確認した内容の要旨は次のとおりである。

ア 郷土文化学習交流館の周辺整備の目的について

宗像大社辺津宮の前に位置する世界遺産登録のガイダンス施設として、施設をアピールし、より有効的に活用する狙いがあった。

イ 工事の中止の事情について

工事中止の原因は包括的保存管理計画策定委員会の第2回会議において、工事内容の見直しが必要という強い意見が出たことによる。

整備内容の検討と設計業務については、包括的保存管理計画策定委員会の設置前から始動しており、平成24年8月の世界遺産推進会議において「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産が整理されたことを受けて、平成24年9月に市が作成した世界遺産登録資産の周辺の景観を保存することを目的とした「世界遺産緩衝地帯内での宗像市公共施設等(建築物・構造物)における景観形成基準」に適合させるとともに、世界遺産登録に係わる専門家である包括的保存管理計画策定委員会の委員候補にも整備内容を相談しながら検討を行ってきた。

ところが、包括的保存管理計画策定委員会で抜本的な見直しを求められる結果となったことは、全くの想定外であった。

ウ 包括的保存管理計画策定委員会に工事内容について意見を求めた経緯について

整備工事の内容は包括的保存管理計画策定委員会の委員候補に事前に相談していたため問題はないと判断して、平成25年7月25日に着工したが、その後、構造上の問題で工事内容を一部変更しなければならなくなった。そのため、包括的保存管理計画策定委員会の会議において確認しようとしたものである。

エ 包括的保存管理計画策定委員会の提言に対する検討について

包括的保存管理計画策定委員会の第2回会議では、整備工事の内容が世界遺産の構成資産である宗像大社のデザインとも、その信仰のイメージともかけ離れており、このまま整備を行った場合は景観阻害要素と見なされ、今後の世界遺産登録活動に悪影響を与えかねないとの提言を受けた。

包括的保存管理計画策定委員会の構成員には、世界遺産登録に関するユネスコからの諮問に対して答申を行う機関であるイコモスの日本国内委員会（日本イコモス）の委員長と委員が含まれていることから、この提言を重く受け止め、平成25年9月12日に市長、副市長、教育長、関係部長で検討し、提言を受け入れることで決定した。

オ 整備内容の変更について

平成25年9月20日に包括的保存管理計画策定委員会の地元委員4人と福岡県と宗像市の事務局で整備内容の変更に関する会議を開催した。その後、検討結果を他の3人の委員に説明し、賛同を得て平成25年11月27日に最終的な整備内容が決定した。これを受け、同日中に郷土文化交流課から建設課に整備工事の中止を解除するよう口頭で指示している。

3 監査委員の判断

以上のことから、次のとおり判断した。

(1) 第2の3の(1)について

設計業務と整備工事のいずれにおいても、契約手続き上の違法または不当は認められない。

(2) 第2の3の(2)について

整備工事が中止されるまでの工程について、建設課が行った工事管理は適切であり、受注者の施工も適正であった。また、監査により確認した工事管理状況から、工事再開後の工事管理についても適切に行われるものと考えられる。

(3) 第2の3の(3)について

整備工事は一旦中断したが、現在、工事は再開されている。

契約当初における工期は過ぎているが、適切に工期延長の手続きがされている。また、工期が受注者側の都合で延長されたということではなく、延長された日数についても、工事が中断された日数と同程度の期間であり不当に

工期を遅らせていることもない。

(4) 第2の3の(4)について

整備工事の内容を変更することとなった原因は、包括的保存管理計画策定委員会から提言を受けたためであるが、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録を目指す上で、包括的保存管理計画策定委員会の提言に強い影響力が認められる以上、工事内容の変更は避けられないものであったと認められる。

結果的には工事関係費用として4,800,000円程度の追加費用の発生が見込まれるが、整備内容の検討にあたり、事前に世界遺産登録に係わる専門家に意見を求めるなど、当初から世界遺産登録への影響に対して配慮していたこと、また、変更後の工事内容についても工事再開前に包括的保存管理計画策定委員会の委員に確認を取るなど、それぞれの時点で考えられる課題に対する対応を行っており、工事内容の変更が職員の不適切な行為に起因するものではないと認められる。

ただし、今後の世界遺産緩衝地帯内での公共施設の整備については、今回のような予期せぬ事態に発展する余地があるということを強く認識し、整備にあたっては今まで以上に慎重に事業に取り組む必要があると考える。

4 結論

以上のことから、本件請求については次のとおり決定した。

宗像市が発注した宗像市郷土文化学習交流館の周辺整備工事について監査した結果、請求人が主張するずさんな工事管理が行われているという事実は認められないことから本件請求を棄却する。

郷土文化学習交流館周辺整備工事の経過

年 月 日	内 容
平成24年 7月16日	業務依頼(設計)
平成24年11月13日	設計業務委託契約
平成25年 3月25日	設計業務完成
平成25年 4月 2日	業務依頼(工事)
平成25年 5月14日	工事業務起工伺
平成25年 6月12日	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議 包括的保存管理計画策定委員会第1回委員会開催
平成25年 6月20日	工事請負契約
平成25年 7月25日	工事着工
平成25年 9月 9日	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議 包括的保存管理計画策定委員会第2回委員会開催
平成25年 9月10日	工事中止
平成25年 9月12日	工事内容の変更決定
平成25年 9月18日	設計業務(工事内容変更)委託契約
平成25年 9月20日	整備内容に関する会議
平成25年10月18日	設計業務(工事内容変更)完成
平成25年10月29日	工事中止期間の延長
平成25年11月27日	最終的な整備内容決定
平成25年11月29日	工事中止解除通知伺
平成25年12月 2日	工事再開
平成25年12月10日	工事請負変更契約(工期延長)